

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事要録

1 日 時 平成23年11月1日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室(本館5階)

3 参加者等

司会者 貝阿彌 誠(長野地方裁判所長)

裁判官 高木 順子(長野地方裁判所刑事部総括判事)

検察官 小池 充夫(長野地方検察庁次席検事)

弁護士 征矢 芳友(長野県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 男性

裁判員経験者2番 女性・主婦

裁判員経験者4番 男性

裁判員経験者5番 30代・男性・会社員

裁判員経験者6番 30代・男性・会社員

裁判員経験者7番 30代・男性・自営業

(裁判員経験者3番は、欠席のため欠番)

長野司法記者クラブ記者 12名

4 議事要旨

司会者

長野地方裁判所長の貝阿彌と申します。今日の意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。この意見交換会の趣旨は、裁判員経験者の方の率直な御感想や御意見を伺うことによって、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげたいというものであります。審理が裁判員の皆さんにとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは分かりやすいものにするためにはどのような改善が必要かといったような点を中心にお話を伺いたと思います。今日

は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名ずつが参加しています外、裁判官1名、検察官及び弁護士各2名も傍聴しておりまして、我々裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が今後の運用の改善を真剣に考える機会にしたいと思っておりますので、皆さんには忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思っております。また、御経験を話していただくことによって、これから裁判員裁判に参加されるであろう方に対して、積極的に参加してくださいというメッセージにもなるのではないかと期待しております。

それでは、まずお一人ずつ実際に裁判員裁判を経験しての全般的な感想あるいは印象といったものをお話いただきたいと思っております。これから、私がお一人ずつ担当された事件を簡単に紹介しますので、それに引き続いてお話しください。

まず、1番の方ですが、松本支部で放火未遂の事件を担当されました。障子に火を付けたことは認めるけれども、放火という行為には当たらず、放火の故意もないと争った事件であります。裁判員を担当する前は、裁判員裁判をどのように思っていたか、それが実際に経験してみてどうだったかという点なども含めて全般的な感想、印象をよろしく願います。

1番

最初に行ったときには、こんなに難しいことをやるのかなと思ってすごく不安がありました。そして、2日、3日、4日と経つにつれて、みんなともいろいろな話をできるようになってきて、とても良い経験だったと思っております。

裁判内容に関しては、いろんなことが頭の中に入ってきて、最終的にはごちゃごちゃになってしまって、判決のときになってどうやって決めればいいのかと思いましたが、裁判官の方にいろいろと聞いて、最終的に判決を決めたという感じでした。

司会者

また追々お聞きしますけれども、例えばどんな点で良い経験になったと思われていますか。

1 番

やはり市民には，こういうものに選ばれない限りは，裁判というものはあまり経験がないというか，裁判そのものが未知数という感じですよ。そういうことで選ばれて良かったなとものすごく思ったし，良い経験にもなったなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。続いて2番の方ですが，やはり松本支部で強盗殺人等の事件を担当されました。これは，殺害は認めていますが，強盗目的は否認したという事件でありました。それでは全般的な感想，印象をよろしく願います。

2 番

私も最初は難しそうだと感じていて，私なんかにはできるのかなと思っていたんですけど，自分の感じたことが言いやすい雰囲気だったので，意見がすぐに言えて良かったです。それから，裁判員裁判が終わった後は，事件とかのニュースをいろんな目線から見るようになったので，裁判員裁判に参加できて良かったなと感じています。

司会者

ありがとうございました。次は4番の方，本庁で放火の事件を担当されました。放火行為自体には争いがなくて，責任能力が争われた事件でありました。それでは4番の方，全般的な感想，印象をよろしく願います。

4 番

全体的に言って，裁判員制度というのは経験してすごく良かったなと思っています。裁判所に対するイメージは，ものすごく怖いイメージだったんですけど，最初に来たときに，女性の裁判長にすごく良くしてもらって，これならできるかなという感じでリラックスできました。

司会者

ありがとうございました。次は5番の方，本庁で強盗殺人等の事件を担当されました。基本的には争いのない事件でありましたけれど，お金の管理は誰がしていたのか，保管者は誰かというようなことが一部争われた事件であります。それでは5番の方，全般的な感想，印象をよろしくお願いします。

5番

大きな事件だったので最初は確かに不安があったんですけど，裁判というのはドラマでしか見たことがなかったので，自分がこの場に立ち会えたということでは，良い経験ができたかなと思います。

司会者

次は6番の方，本庁で強姦致傷の事件を担当されました。これは全て自白していた事件であります。6番の方よろしくお願いします。

6番

私も皆さんと一緒に，良い経験をさせていただいたということが一つと，それから思っていたよりも自分たちの意見もしっかり言えたり，わからないところに関しては，判例などの資料もいろいろと見せていただきましたし，比較的分かりやすく，スムーズに進んだのが印象的でした。ただ，終わってから思うのが，どんな判決が出たとしてもこれで本当に良かったのかなという思いが，終わってから3か月，4か月経った今でもあるというのが精神的なところですよ。

司会者

どうもありがとうございました。今でも時々この事件のことを，あるいは結果を思い出されるということですか。

6番

そうですね。信濃毎日新聞に「市民が裁く」という欄があるのですが，それはかかさず見るようになりましてし，他の事件について，どういう話し合いをしたんだろう，どういう判例が出たんだろうと，前以上に興味を持って見るようになりまして。

司会者

ありがとうございました。7番の方は6番の方と同じ強姦致傷の事件でありました。それではよろしく申し上げます。

7番

裁判員裁判については、いろいろと広報とかされていていらっしゃるんですけど、自分になるまでは全く興味がなかったのので、いざなってみると、どうしたものかというのがありました。でも、言い方はちょっと良くないかもしれないけど、そんなに難しくもなく、分かりやすく教えていただいたというのもあったんで、それほど苦にはならなかったですね。事件の方に関しても、出した判決に対して被告の方も、相手の方も、納得していただいて控訴をしなかったということで、良かったのかなと思いました。

司会者

一通りお話いただきましたけれども、次に本論に入ります。今日は、主として、証拠調べのあり方について御意見を伺いたいと思います。その前に若干共通認識を持っておきたいのですが、犯罪の被害者、目撃者、共犯者などが述べることに、これを法廷で証拠とする方法には二通りあります。一つは、その人を直接法廷で証人として尋問する方法、もう一つは、捜査段階でその人が検察官等に対して述べたことを調書にしたもの、これを供述調書と言いますけれども、その供述調書の朗読をする方法であります。被告人についても同様でありまして、直接法廷で調べるのを被告人質問と言いますし、被告人の供述調書の朗読をするという場合もあります。証人尋問や被告人質問による証拠調べを、人を調べるといって人証と言いますし、供述調書や捜査報告書などの書面を取り調べる方法を、書面による取調べということで書証と言います。このように、証拠には人証と書証というのがあるという前提で、今日は主として人証と書証をどのように使い分けるのがよいのかといった観点から、御感想や御意見を伺いたいと思います。

個別にお聞きしたいのですが、1番の方は、放火の故意、つまり燃やすまでの

意思はなかったと否認されていた事件で、証人として調べたのが、放火現場に臨場した警察官と犯行前後に被告人の言動を見聞きしていた母親を証人として尋問したと思うんですけれども、この証人尋問というのは分かりやすさという面ではいかがでしたか。

1 番

母親の方が、ちょっと証言するのが曖昧というか、私たちの方では言っていることがよく分からないし、証言はもそもそと言って、止まる時間帯の方が長くて、ちょっとかわいそうになってしまいました。警察官の方は、意見をはっきりと言ってもらったんですよね。やはり、母親は、自分の息子が裁判にかかっているから、考えながら意見を言っていたと思うんですよね。それが、目とか態度で分かりました。

司会者

母親の証人尋問では、その時の被告人の言動などがあまりよく分からなかったということですか。

1 番

そうですね。はっきり言ってしまうと、先に言っていたことと後で言っていることが全然一致しないときがあったので、ちょっと・・・。

司会者

現場に臨場した警察官の尋問はいかがでしたか。当時の状況を知るという意味で分かりやすかったかどうかという面ではどうでしょうか。

1 番

事件現場の事をはっきり覚えていたみたいで、よく分かりました。

司会者

どうもありがとうございました。次に5番の方にお聞きしたいのですが、5番の方の事件は、共犯者4名による被害者3名の強盗殺人等ということで起訴された事件でありました。裁判の中では、共犯者とされている者3名の供述調書が9

通くらい朗読されたと思うのですが、内1名については、弁護側が被害者の落ち度を立証したいということで、一部証人尋問も行われたと思います。おそらく供述調書の朗読で10時間くらいかかったのではないかと思いますし、3名いますので、同じような供述が繰り返し朗読されたのではないかとと思われるのですが、どのように感じられたでしょうか。

5番

そうですね。そういう面はあったかと思いますが、やはり一人一人の意見というか供述調書を聞くのは必要だと思うので、特に気にならなかったです。

司会者

判決をしてみて、共犯者の供述調書に書かれてあったことは、大体全部必要だったのか、あるいは必要がないこともあったのかという点についてはどうでしょうか。

5番

必要か必要でないかといえば、必要なかったこともあるかもしれませんが、聞いた分には特に差し支えはなかったと認識しています。

司会者

どうもありがとうございました。次に4番の方は、放火自体は認めて、責任能力を争ったという事件ですが、責任能力に関して、医師の鑑定書の取調べ、これは朗読がされたと思うのですが、それと当該医師の証人尋問が行われたと思います。医師の証人尋問というのは、分かりやすかったでしょうか。また、医師の鑑定書だけで理解ができるのか、証人尋問をしたから理解ができるのか、その辺りの感想をよろしくお願いします。

4番

例えば、性格障害と人格障害は一緒ですとか言われても、私の方は素人なので用語が全然分からないんですよね。改善すべき点として言いたかったんですけど、もう少し法律用語についての講習を、始まる前に1時間くらいやる必要があると

思うんですよ。例えば、執行猶予などの法律用語について、私も含めてわからない方が多かったので、すごく簡単にやろうという意思は分かったんですけど、そういうところで、6人の裁判員が決まった時点で、1時間くらいの講習は必要だと思います。

司会者

今おっしゃったのは、特に責任能力の問題というよりも、執行猶予がどういうことであるかとか、そういう法律用語について、法廷が始まる前に、少し説明をしてほしかったという趣旨でしょうか。

4番

そうですね、講習という形でね。それからちょっと疑問に思ったんですけど、完全責任能力という言葉なんですけど、完全責任能力というと、100パーセントの責任能力になるんですよ。「完全な」責任能力、つまり形容動詞で名詞の「能力」にかかりますからね。「完全に」として副詞にすれば、「ある」にかかるので、100パーセントではなくて、6割、7割くらいの能力になるんですよ。ですからそこら辺の用語については、もう少し慎重に書いたり、言ったりしてほしいと感じました。

司会者

責任能力に関して、医師の証人尋問を行ったと思うのですが、その証人尋問を聞いていても、やはりよく分からない言葉がたくさんあったということでしょうか。あるいは、尋問を聞いてみて、最終的には理解できたかどうかという点についてはどうでしょうか。

4番

とにかく4日間なり5日間なりを無我夢中でやっていたので、細かいところはあれなんですけど、例えば、心神衰弱とか心神耗弱とかは、量刑を決めるときにかなり大事な用語なんですよね。そういう説明もほしかったし、裁判というものに対しては怖さがあって、不安で来たわけですから、親切にはしていただいたん

ですけれども、もう少し法律的なものを教えていただくと良かったかなと思います。

司会者

わかりました。責任能力に関しては、被告人の主治医とか、元の勤務先の従業員の供述調書が朗読されたと思うんですが、例えば、そういう人を証人として聞いてみたかったという思いはありますか。それとも、供述調書を検察官が朗読してくれれば、それはそれでよく分かったという感じでしょうか。

4番

まあ供述調書とか証人尋問なんかでは、それなりに分かったんですけれども、例えば、被告人のお父さんが校長先生だったんですよね。そのときに、被告人にプレッシャーをかけなかったですかと質問をしたんですけれども、本当の心で言葉を私に返してくれたのかなと。多分、子どもを塾に行かしたりして、相当なプレッシャーをかけたんじゃないかなと。片や校長先生で、こんなことは言っちゃいけないんでしょうけれど、片や出来が悪かった、そこに対する日常的なプレッシャーがあったのかなと疑問だったので聞いたんですけれども、本当に正確に答えてくれたかどうか、今でも分かりません。

司会者

わかりました。どうもありがとうございました。次に2番の方にお聞きしたいのですが、2番の方は、強盗殺人等で起訴されたんですが、強盗目的を否認していたという事件で、証拠調べは、被告人の検察官に対する供述調書、これは強盗目的を認めている調書ですけれども、これを先に取り調べて、その後、その供述調書に関して取調べ検察官の証人尋問をして、その後に被告人質問をしたと、こういう順番だったろうと思うのですが、これについてはどう思われましたでしょうか。先に法廷で被告人質問をした方が良いという考えもあると思うのですが、その辺はどう感じられましたでしょうか。

2番

最初に被告人質問をした方がいいと思ったのですが，その理由としては，最初は認めていたけれども，それは無理矢理認めさせられたという意見を言っていたので，結局あまり意味がなかったと思いました。

司会者

法廷では強盗目的を否認したんですね。

2番

はい。

司会者

判決を読んでみますと，被告人の検察官に対する供述調書，これは強盗目的を認めているわけですが，それは証拠としては使わないで，捜査段階の自白調書が信用できるかどうかに関わらず強盗目的は認定できるとなっている訳ですけれども，捜査段階の被告人の供述調書というのは必要だったかどうかという点についてはどう感じていますか。

2番

必要だったとも思うんですけど，後から全部言わされたことで自分ではそうは思っていなかったと言っていたので，混乱してしまって分かりにくくなってしまいました。

司会者

先に法廷で被告人質問をするという方法もある訳ですけれども，どちらが分かりやすいと思われませんか。

2番

私は先に被告人質問をした方がいいと思いました。

司会者

先にすることによって，どういうところが良いという感じでしょうか。

2番

無理矢理ずっと同じ場所に居させられていたから，何かもうやけくそになって

言ったみたいな言い方をしていたので、みんなの前だったら本当の意見を言ってくれる気がしたので、その方がいいと思います。

司会者

ありがとうございました。6番と7番の方にお聞きしたいのですが、事件は強姦致傷で自白事件でありました。この事件でも被告人の検察官に対する供述調書を先に取り調べて、その後被告人質問をしたと思うのですが、この事件は性犯罪ですので被害者の証人尋問をすることはなかなか難しい面がある訳ですけれども、被告人質問と被告人の供述調書の取調べは、どちらを先にした方がいいかというのはどう思われますか。

6番

私個人的には、調書が先の方がいいと思いました。というのは、事件云々もあるんですけども、どういう事件かという全体像も何もわからないまま選任されて、その日の午後から始まっているので、まずそういう全体像を聞かないと全然わからないので、最初に質問をすると言われてもやりようがないと思いますので、事件の全体像を知る意味で最初の方がいいと思いました。

司会者

7番の方はいかがでしょうか。

7番

一緒ですね。何をどう質問していいかというのも分からなくなるので、先に調書があれば、こんなことを聞けばいいのかなというのも分かるかもしれないので。

司会者

被害者の供述調書を朗読してもらう前提で、被告人がどう述べるのかについて、被告人質問が先がいいのか、被告人の供述調書が先がいいのかという趣旨の質問なのですが、どうでしょうか。

6番

どちらを先に聴いた方がいいというのはなく、前回の裁判の順番でいいと思い

ました。

司会者

どうもありがとうございました。今度は、個別ではなくて、御意見のある方にお聞きしたいんですけども、裁判員裁判をこれからどうしていくかについては、いろんな意見がありまして、供述調書の朗読時間がかなり長いということで、供述調書ではなくて、もう少し証人尋問をやった方がいいのではないかという意見もあるんですが、先ほど5番の方は、調書の朗読はこの程度はやむを得ないという感じで言われましたけれども、今の点についていかがでしょうか。

5番

調書に関しては、検察の方で必要とされていると思うんですよ。ですから、長いと言えば長いかもしれませんが、聴いている方は特にそこまで気にならなかったです。どちらかというと、本当は、証人の方に来ていただいている伺った方がいいかもしれないですけども。

司会者

共犯者とされている人が3人いますけれども、これはやはり全員証人として聴くというのはなかなか大変でしょうかね。かえって調書の方がいいと思われませんか。

5番

できれば全員聴いてみたかったです。

司会者

供述調書については、10時間くらいの朗読があったと思うのですが、その都度メモ等はされましたか。つまり、延々と聴いていると、どうやって整理していくのかなとも思うのですが、その辺はどうされましたでしょうか。

5番

周りにはメモしている方もいましたけれども、私の場合は特にメモをせず、手元に来ているものを見ながら聴いていました。

司会者

手元に来ているものというのは、冒頭陳述メモのことでしょうか。供述調書の方はモニタに出ていたんですかね。そうすると、朗読の間はどうされていたのですか。

5 番

朗読の間は、モニタの方をずっと見て聴いていました。

司会者

共犯者の一人を証人尋問したと思うのですが、記憶に残ったかどうかという点で、調書の朗読とは違うものがありましたでしょうか。

5 番

結構、記憶には残っています。連れてきたときにはよく見ていなかったんですが、戻っていくときは特に印象に残っています。

司会者

どうもありがとうございました。その他の方で、書証、特に供述調書の朗読のあり方について、こうしてほしいとかいう意見がありましたらお聞きしたいんですがどうでしょうか。書証については、全文を朗読する方法もあれば、要旨を述べるという方法もある訳ですけれども、その辺り 1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

私は重要なところは全部書いていきましたし、周りの人も同じ事をやっていた人が多かったんですけれど、法律用語が多すぎて、私も含めてよく分からない人が結構いたので、法律用語については、紙にこれはこういう意味ですよというのを書いてもらうとか、そういう配慮もしてもらいたかったと思います。

司会者

例えば法律用語でどんな用語が記憶に残っていますか。こういうのをもうちょっと説明してほしいかという言葉はありますか。

1 番

はっきり言ってしまうと法律用語は全然分かりません。どういう用語が記憶に残っているかと言われても、法律用語が分からないので、全然頭の隅にもありません。

司会者

1 番の方の事件は、最終的に現住建造物等放火未遂を認めて判決をしたという事件ですけれども、最終的に分からなかった点というのはありますか。

1 番

最後まで分からなかったということはなかったんですけども、休憩に入って帰ってきたときに、裁判官の方から、これはこういう用語ですよという説明があったから、やっと分かったんですよ。

司会者

審理をしている途中で、検察官あるいは弁護士からいろいろ言われても分からない言葉があった、けど休憩時間に裁判官から説明を受けて分かったと、しかし、もっと早い段階で説明がほしかったと、こういうことでしょうか。

1 番

そうですね。弁護士の場合には、紙でこういう質問をしますよというのはきていたので、そのときに、このような用語が出ます、その用語はこのような内容ですとかそういう配慮が裁判員に関してはほしかったと思います。

司会者

それでは、ここで検察官と弁護士から質問をしていただこうと思います。これまでは証拠調べのあり方について質問をしてきたわけですが、証拠調べのあり方あるいはその他の点についてでも結構ですので、まずは検察官から質問をしていただきます。

検察官

長野地方検察庁の次席検事の小池と申します。よろしく申し上げます。まず、1 番の方の事件の関係でお伺いしたいんですけども、最初の感想を言われたと

ころで、いろんなことが頭に入ってきてごちゃごちゃになったというお話があったと思うんですが、これは、例えば検察官の立証で、いろんな情報がたくさん入ってきてしまって分からなかったということによろしいですか。

1 番

はい、そうですね。そういうことです。

検察官

例えば、この1番の方の事件ですと、冒頭陳述で冒頭陳述メモというのを基に、事件の全体像をお話しするんですけども、この点については、検察庁としてもいろんな方法を考えてはいるところで、具体的にどうしようかというのは常に悩みを持っているんですが、もし具体的に何か冒頭陳述のあり方について、こういうところをこういうようにしてほしいという御意見があれば伺いたいのですが。

1 番

そのときは、ものすごく具体的にやってもらったので、別にそのままだでも良かったんだと思います。本当に詳しく説明があったので、そこはなんとも思いませんでした。

検察官

どうもありがとうございます。責任能力が問題となった4番の方の事件なんですけれども、4番の方からの感想で、法律用語のこともおっしゃってましたけれども、精神科医の証人尋問などでも性格障害等の用語についての説明が分からない、あるいは責任能力に関しての説明が分からないというお話だったんですけども、私どもの方でも、そこを配慮しまして、最初の冒頭陳述のところで責任能力については、一つ項目を設けて御説明したつもりだったんですが、その分かりやすさといった点ではいかがだったでしょうか。

4 番

私が疑問に思ったのは、完全責任能力の「完全」という言葉がどこを修飾しているかということです。完全責任能力と言えば、パーフェクトな責任能力となる

んですよ。「完全な」というのは形容動詞ですから「能力」にかかるんです。「完全に」といえば副詞になりますから、「ある」という動詞にかかるんですよ。ですから、その違いによって、ニュアンスが100から60～70になるということを申し上げました。

検察官

その点については、検察官としては冒頭陳述で御説明したつもりだったんですが、それではちょっと理解しづらかったということになる訳ですか。

4番

理解という問題ではなくて、「完全な」という言葉が、どこにかかっているかという疑問です。

検察官

分かりました。2番の方の事件なんですけど、この事件の審理では、検察官の立証の一つとして、被告人の取調べをした検察官の証人尋問というのをやったんですが、これについては、裁判員の方からみてどのように感じたかというのを伺いたいのですが、事件の審理の中でなぜそんなことをやるのかというところは、どのように御理解されていますか。

2番

・・・。

検察官

裁判の中で、裁判官や検察官から、こういう理由でこういうことをやるんだという説明は、何か伺っていないですか。

2番

特には聞いてないと思うんですけども。それに関しては何も思っていなかったのです。

司会者

確か、取り調べたときの経過、どういう状況で被告人から供述があったという

ことを調べたんですかね。

2 番

はい。最初に全部意見をまとめておかないといけないのかなと思ったので、それで聞いたのかなと思っていました。

検察官

検察官がその事件でどういうことを主張したいかということを、最初に言うておく必要があるんだろうと思った訳ですか。

2 番

そうです。

検察官

分かりました。

司会者

それでは続いて弁護士の方でどうぞ。

弁護士

2 番の方の事件、実は私が担当したんですが、要するに検察官を取り調べた理由は、自白の信用性、捜査段階では被告人は強盗目的があったと言っているんですが、公判では実際はそういうつもりはなかった、恨みから脅してしまったという主張だった訳で、検察官の取り調べた調書の信用性を立証するために検察官を尋問したということだったんですが、先ほど 2 番の方が感想の中で、調書よりも被告人質問を先にやってほしかったとおっしゃっていました。実際、私もそのように公判前整理手続では主張したんですが、通りませんでした。結局、被告人質問を先行させていれば、それで判断できれば検察官の尋問も必要なかったんじゃないかと私は感じたんですが、2 番の方はどう思われますか。

2 番

私もそう思いました。

弁護士

それから、尋問のやり方なんですけれども、先ほど5番の方が、調書の朗読もそんなに苦痛にはならなかったようなこともおっしゃっていたんですが、尋問する方も証人尋問や被告人質問をする場合には、分かりやすい尋問、質問を心掛けなければいけないと思うんです。率直な感想で、その後、被告人質問をしたときの分かりやすさの点では、どうでしたか。分かりにくいとかそういうことはありましたか。

2番

私は分かりやすかったと思います。私が聞きたいことを聞いていただいたので、分かりやすかったと思います。

弁護士

ありがとうございます。その被告人質問の内容と、その前に調書が朗読されていたと思うのですが、その調書の内容が頭にあって、調書とここが言っていることが違うとかそういうようなことはよく分かりましたか。それとも調書の内容は忘れていたというのか。どっちが近いのでしょうか。

2番

調書の内容は覚えていました。覚えていたので、後から質問に対する答えが違ったときに少し混乱してしまいました。

弁護士

特に死亡事件の場合、2番の方もそうですし、5番の方もそうですが、やはり御遺族の気持ちというのが重要になると思うのですが、直接法廷で御遺族の供述を聞くのと、調書だけで聞くのと違いというのはありますか。

2番

遺族の方が話されて、感情がすごく入ってしまったんですけれども、すごく罪が重いことをしたんだなと感じました。ですから、直接出てきて話を聞いた方が、私は良かったと思います。

司会者

その点は5番の方も遺族の証人尋問が行われたと思うのですが、今の質問いかがでしょうか。

5番

もちろん、直接出てきていただいて、聴いた方が良かったと思います。

司会者

それでは、主として証拠調べについてお聞きしてきましたが、証拠調べに限らず、裁判員裁判の審理全般について、こういう点をこうした方がうまくいくのではないかと、あるいは改善してほしい点などあれば、是非お聞きしたいと思います。我々法曹三者も、今後の運用に活かしていきたいと思います。6番の方いかがでしょうか。

6番

証人の方の話ですとか、被告人の話もそうなんですけど、特に証人で呼ばれている方が話すときには、私も逆に呼ばれた場合にはそこで緊張して言いたいことや正直なところをしっかりとと言えるかなと思いながら聞きました。例えば、書面ではなくて、極端にいうとビデオ等でもいいと思いますので、1対1で話しているようなところを映したのも採用してもらえれば、落ち着いて話したいことも話せるのではないかなと思ったところもありました。証人として出てくるのは皆さん慣れてないですから、それでいろいろな質問をされると、緊張もしているでしょうし、言いたいことも言えないと思いますので、例えば、裁判官や検察官と落ち着いて話せるような場所で、こういう質問に対してはどうですかとか、法廷で言ったような質問をビデオ等に撮影して流せばうまく話すことができる、あるいは思ったことをしっかり言えるという人もいたんじゃないかというような印象でした。

司会者

そうすると、裁判官や裁判員は直接聞けない訳ですから、それはそれでいいのかという問題はないでしょうか。

6 番

もちろんそれはあると思いますし、限られた審理期間もあると思うので、必要があれば最終的に出てきていただく、例えば質問の意味を理解して出てくると、来ていきなり質問をされて答えるのとでは全く状況が違うと思うので、もちろん人にもよるとは思いますけれども、そういうものもあってもいいんじゃないかなと思いました。

司会者

それは、証人として出てきた人は、緊張して本当に思ったことを言えないということがあるんじゃないかという趣旨ですよ。そういう意味では、一番良いのは法廷に出てきて証人として、誰でもある程度緊張しますけれども、それなりに自分の思ったことをしっかりと述べられるようにできれば、ビデオを利用する必要はないわけですよ。

6 番

そうですね。私が担当したときもお母さんがお話をされたりしたんですけども、やっぱり慣れてないのと緊張とがあったと思うので、本当にちゃんと喋ってくれたかというのも引っかかるころではありました。

司会者

この事件では、弁護士側からの申請で、実母が情状証人になったんですかね。あまり思ったことを述べられないような状況だったわけですか。

6 番

状況というか、こちらからプレッシャーということじゃないんですけど、場が場ただけに、ちゃんと思ったことが言えたのかなという疑問を持ちましたね。お母さんに限らず、確か会社の上司の方とか、義理のお父さんとか立ったと思うんですけど、どの方にしてもそういう印象は受けました。

司会者

それでは、審理全般における改善について、7 番の方がいかがでしょうか。

7 番

さっきから言われているように、法律用語などをおっしゃっているときには分かりやすく説明してくださるんですけど、例えば文章になった場合には、その言葉しか残らないわけであって、それを見直したときに、これはなんだっけなというのがあるので、言葉の数としては、ものすごい数があるんでしょうけど、この言葉はこんな意味ですよというものがあれば、最初に配っていただければ、その文書に載っているのを見たときに、意味が分かると思います。

司会者

審理の途中で分からない言葉がある場合には、実際にはどうされていたんですか。

7 番

自分のやったときは、確か弁護士さんも検察官の方も、難しい言葉が出てきたときには、こういう意味なんですよと言ってくれたような気がします。そのときはそれでいいんですけども、いざ戻ってみて、その文面を見たときに、たくさんある中で、これは何だったのかなというのがあるので、もちろん裁判官の方に聞けば教えてもらえたりはしたんですけど、最初からそこが分かっていたらまた違うのかなと思います。

司会者

この点については工夫が必要な感じがしますので、参考にさせていただきたいと思います。

同様の質問で1番の方がいかがですか。

1 番

私の場合は、被告人が、確か病気で1日審理ができないという話だったんですよ。だから結局半日半日で、判決までいくのに2週間かかってしまって、それはそれでしょうがないなとは思ったんですけど、さっき言ったように、法廷での言葉が分からないので、文面に書いてもらったり、最初に、今日はこういう質問

をしますという紙があったんですけど、そのところに備考欄みたいなものを設けてもらって、今日はこういう言葉が出ます、その言葉はこういう意味ですよとしてもらえれば、そのときに見て、裁判中でもスムーズに頭の中に入って、理解もきちんとできるんじゃないかなと思いました。

司会者

用語一覧表のようなものがあると良いということでしょうか。

1 番

裁判のときに難しい用語が出てきますよね。それだけでいいので、全部の一覧表じゃなくていいので、その日の説明の中で難しい用語を書いてもらって、その横に説明を書いてもらえればいいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、裁判官から皆さんに、特にお聞きしたい点があればお願いします。

裁判官

裁判官の高木です。用語を分かりやすくしてほしいというお話がいろんな方から出ました。確かに分からないとそこが気になって、その後いろいろ検察官や弁護人が言っているけど、この言葉が分からないと思うとそこで立ち止まって、多分その後は何を言われたのかますます混乱してしまうということもあるかと思えます。そういった面で、裁判官としても、例えば審理の途中でも、法律用語が出た場合には、検察官、弁護人を止めて、今の言葉はどういう意味か説明をするように求めるとか、あるいは評議室に戻った後に、皆さんからこの言葉についてはどういう意味かとお尋ねがあれば御説明するとか、あるいはそれぞれ書き留めておいて一覧表にするとか何らかの工夫を今後させていただきたいと思えます。

先ほど1番の方からお母さんの証言が分かりにくいというお話がありました。曖昧で止まることも多かったということですが、それは、やはりお母さんの証言を直接見て聴いて、その気持ちなどをお感じになったということなんですか。

1 番

そうですね。やっぱりお母さんの態度とか言葉遣いがものすごく慎重というか、なんか息子さんが被告人なものだから、こんなこと言ったらまずいんじゃないか、判決に差し障りがあるんじゃないかというところに行くのと、二、三分止まって黙り込んでたので、そこがものすごく印象的でしたね。

裁判官

お母さんの言葉ですとか態度とかを直接見聞きされたことが、お母さんの証言の内容をどう評価していったらよいのかということに参考になりましたでしょうか。

1 番

直接ではないんですけど、後でみんなと会議室に行ったときに、そんな話は言っていたような気がするんですよ。

裁判官

ありがとうございます。5 番の方や 6 番の方からも出ましたが、証人として法廷で話すというのは、相当証人にも負担がかかるということを配慮されて、そこまで負担をかけるのであれば、供述調書でもいいのではないかとのご趣旨と承ってよろしいのでしょうか。

5 番

そうです。無理して来られても大変だと思うので、そのような感じでいいと思います。

6 番

私もそういう意味が一つと、例えば検察官や弁護士と、いわゆる入念な打合せをしている中で、言っている言葉とってはいけない言葉というのを選びながらやっているのだから、そこでつかかかってしまった場合に余計緊張して言いたいことが言えなかったりという場合があって、私たちが知りたいのは本当の姿、本当の言葉を知りたいので、そういった意味ではなるべく緊張をしないような状態の中

での正直なところを話していただければより参考にしやすいという意味です。

裁判官

裁判員の方々のお優しい気持ちをすごく感じたのですけれども、証人が出てきて、例えば検察官や弁護人が証人達が話しやすいように上手な質問をして、証人がありのままの姿を皆さんに見せてくれるというのであれば、証人の方がそれは好ましいということでもよろしいのでしょうか。

5 番

わかりやすいという面では、その方がもちろんいいと思うんですけれども、来ると言って途中で来なくなった証人がいたと思うんですけれども、突然来たなくなる人もいるだろうし、最初から来たくないという人もいると思うし、あまり無理して連れてきてしゃべってもらうのもかわいそうだし、大変な部分もあると思います。

6 番

同じなんですけど、要は分かりやすく正直にと先ほどから言っているんですけど、1 番の方が言っていた難しい言葉ですとか、そういった意味で検察官からの質問等ももう少し工夫していただいて、分かりやすい言葉でやりとりしていただければ、今の問題も全て解決していくとは思っています。ただ、こういうものなので、どうしても難しい言葉は出てしまうと思うのですが、なるべく砕いて分かるようにやっていただければお互いにいいんじゃないかと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは、ここで守秘義務に関してですけれども、その後の生活の中で、守秘義務で何か苦労した点ですとか困った点とかあった方がいれば、お聞かせ願いたいんですが。1 番の方どうですか。

1 番

やっぱりあります。会社に行くと、新聞を見た人から、これってどういうことなのって言われるんですよ。そのときに具体的にできないから、言葉に困ってい

ると、なんでそんなこと言葉に出せないのっていう人もいたので、そこをごまかすのにもものすごく苦労しました。

司会者

それは、1番の方が担当された事件ではない違う事件について聞かれるということですか。

1番

いいえ。ちょうど裁判をやっていたのが、次の日に新聞に載ってくるんですよ。それを見て質問される方が四、五人いて、そのときにやはり義務があるから言えないですよ。だからそれをごまかすと、何でそれは言えないのと、そこをごまかすときにもものすごく苦労しました。

司会者

事件が終わった後は、何か守秘義務に関して困ったことはありますか。

1番

やっぱりみんな新聞読んでいるから、他の裁判についてもたまに聞かれるんですよ。

司会者

他の事件については、いろいろ思ったことを言ってもいいんじゃないでしょうか。それは守秘義務には全く反さないと思います。つまり、1番の方が担当された事件についての評議の秘密を言っはいけないというだけであって、他の事件のことはいくら言ってもいいのではないのでしょうか。

1番

でもやはり少しまずいかなっていう、頭の中で義務的なことが発生してしまって、これは人には言っはいけないんだというのが、頭の中にずっと残っているんですよ。

司会者

1番の方が担当されている事件についてはそうなのですが、それ以外の新聞に

載っている事件等について意見を言われるのは、守秘義務とは全く関係ありませんので、その点は御安心ください。

他に守秘義務に関して、その後の生活の中で困ったというようなことはありますか。5番の方はどうでしょうか。

5番

特になかったです。というのも、周りの人も聞いてはいけないんだというのがわかっているのかもしれませんが、あまり聞いてこないのので、特にその後困ったことはなかったです。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

私も特にはなかったですけども、周りの人も聞いてはいけない雰囲気、私が裁判員制度に選ばれたという話をして、こういう事件の裁判員になったけどと言っても、そういうこと言ってもいいのと聞かれるくらい、周りの人も聞いてはいけないと思っている方が多かったので、そういう面で困ることはなかったです。

司会者

それでは、最後に皆さんに一言ずつ、これから裁判員裁判に参加されるであろう方へのメッセージをいただきたいと思います。裁判員裁判を経験してみて、その後生活や意識に変化があったとすれば、そのこともあわせてお願いしたいと思います。7番の方から一言ずつお願いします。

7番

自分が体験してみてなんですが、やはり普通の人が思っている裁判員制度というのは、ものすごく難しく面倒くさくて大変だっていう印象があると思います。実際にそういう事件もあるんでしょうけど、そこまで難しく考えないで、とりあえずやってみるといった感覚でいいのかなと思いました。

6番

思っているほど緊張して来なくてもいいと思いますし、身近な地域で起こっていることなんで、目を向ける良い機会だからそういう機会があればぜひ参加して、先ほどの言葉もそうですし、裁判所というイメージもそうなんですけど、イメージよりはよく説明してくれますし、思ったことも聞いてくれますし、相談にも乗ってくれますので、そんなに構えないで、もし選ばれたらやっていただいた方がいいと思います。

5 番

私が担当した事件の裁判はまだ3人残っているんですけど、どういう判決が出るかはわかりませんが、気楽に考えてやっていただければと思います。

4 番

最初のイメージと全然違って、本当にいい経験をしたなと思って、かなり裁判に関して関心を持つようになりました。ただ、人選なんですけれど、30数人来て6人を選ぶのですけれども、選ばれなかった方はどうぞ帰っていいですよと言われても、私なんか昼間にアルバイトをしてますので、1か月前にスケジュール組んでいる関係上、4日間がヒマになってしまうんですよ。ですから、1か月くらい前に人選をしてもらった方が、来れる人も多くなると思います。でも本当にいい経験させていただきました。

2 番

難しいことのように、最初は不安だと思うんですけど、素直ないろんな目線のいろんな意見が大切だと思うので、難しいことを言おうと思うんじゃなくて、素直な意見が言えればそれでいいと思うので、気楽な気持ちでやればいいのかなって思います。

1 番

やっぱり私も一生に一度のチャンスかもしれないので、本当に6人になったらやってみた方がいいと思います。それで裁判官の方もすごく優しい方なんで、ものすごくいい人ばかりなので、本当にやった方がいいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それではマスコミの方から質問があればよろしくをお願いします。

長野日報記者

人によっては2週間とか長期の審理になった方もおられると思うんですけども、職場やご家族の理解は得られたかとか、どういった協力が必要だったかとか、そういうことについて、お答えいただければと思います。

1番

会社の方では、最初は渋々でしたけど、やっているうちに、全部納得してもらって良かったです。家族の方は良かったねって言われて、ものすごく喜ばれました。

2番

私は主婦なので、特に困ったことはなかったんですけど、裁判員の周りの方で、裁判員裁判をやっている4日間を年休になっちゃう方とかもいて、そういう方はすごくかわいそうだなと思いました。

4番

家族とか親戚からはびっくりされましたが、頑張ってきてと言われました。

5番

私の場合は、会社は公休という形ですんなりやっていただくことができました。

6番

私も会社は理解してくれて、公休という形で休みが取れていましたので、心配なくできました。正直毎日来るのは大変だったので、その辺はなんとかしてくれればいいかななんて思いました。

7番

私は自営なので、会社とは違うんですけど、家族はまあ行けばいいんじゃないのっていう感じで出してはくれました。

長野日報記者

先ほどもお話し出てたんですけれども，守秘義務に関してなんですが，評議の秘密の範囲なんですけれども，そこを曖昧に感じたことがあるかどうかお伺いできればと思います。

1 番

別にありませんでした。

2 番

私は，守秘義務に関しては，中で話し合いをしていることは言ってはいけないという感覚だったので，特に話さなかったんですけれども，分かりやすかったと思います。

4 番

家族がどういう裁判をしてるのと聞くんですけど，特に悩むっていうことはありませんでした。これは言ってはいけないんだというのを最初から思っていたので特にはないです。

5 番

最初に裁判長の方からそういう説明を受けていたので，特にはなかったです。

6 番

私も裁判長の方から評議の内容に関してはNGなんですけれども，その他に関してはというようなところがあったので，特に曖昧ということはないと思います。

7 番

自分も同じできちんと説明してくださったので，どこからどこまでが守秘義務に当たって，どこからどこまでが言ってもいいというのはきちんとわかっていたのかなと思います。

N H K 記者

5 番の方にお聞きしたいんですが，担当された事件がかなり大きな事件でかつ

罪も重いものを裁いたと思うんですが、その際に精神的な負担とか何か不安な面とかなかったでしょうか。

5 番

裁判中や終わってからしばらくは、少し考えるときもあったんですけど、もうあれから半年経つので、今は特になんともないです。ただ、当時のことを振り返ると、やっぱりしばらくはいろいろ寝る前とかに考えてしまうことがありました。

N H K 記者

考えてしまうことによって、例えばお仕事が手に付かないとか、日常生活にきついなという面があったりとかはしましたか。

5 番

仕事になるとあんまり思い出さないの、一人でぼうっとしているときとか何もすることがないときですね。

N H K 記者

一般の市民が重大な犯罪を裁くということに関しては、特にプロの裁判官の方と区別してやる必要とかそこまでは考えませんでしたか。

5 番

プロの方にやっていただければそれはいいのかもわかりませんが、市民の意見を聴くということであれば、正直もう大きいのはやりたくないですけど、必要かなという気はします。

司会者

他によろしいですか。これで一応予定は終了しました。何か最後にこの点だけは一言言っておきたいということが裁判員経験者の方、あるいは法曹関係者の方でありましたらお願いします。

弁護士

先ほどから証拠の関係で調書のこと言われているんですが、マスコミ等で報道されている事件で調書の内容の信用性が否定されたという問題があると思うん

ですが、先ほどの話を聞いていると、調書があれば調書の方がいいというようにおっしゃっていたんですけれども、供述調書が密室の中で行われている状況については、何か感想なり信用性については疑問に思ったことはありますか。5番の方どうですか。

5番

その辺については、たぶん個別に調書を取っていると思うんで、みんなバラバラのことを言ってくれば、それはまあおかしいとは思うんですけれども、その辺は特に気にはならなかったです。

2番

さっきも言ったんですけど、調書の内容は全部言わされたと言っていたので、後から信用性がないのかなって感じたときもありました。

司会者

それでは今日は裁判員経験者の方お忙しいところ来ていただいて、しかも貴重な御意見をいただきました。我々法曹三者も、今日の御意見を参考にして今後の運用の改善につなげたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

以 上